

実態調査によって得られた設備保有者や認定電気通信事業者(以下、「事業者」という。)からの意見等を踏まえ、電柱等の設備の提供・使用に係る当事者間の業務の一層の円滑化を図るため、ガイドラインの一部を改正する。

(1) 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合の事業者への通知について

- ◆ 実態調査においては、電柱の移転等の必要が生じた場合における設備保有者から事業者に対する早期の通知や情報提供を求める意見が、事業者から複数提出されている。
- ◆ 設備の撤去又は移転の必要が生じた場合における設備保有者から事業者への通知が早期になされることは、その後の移転工事等を円滑に進めていくため、設備保有者と事業者の双方にとって有益である。
- ◆ 以上を踏まえ、設備の撤去又は移転の必要が生じた場合には、設備保有者が事業者に対して速やかにその旨を通知すべきとする規定を第7条に追加する。

(2) 設備保有者が定める手続の遵守について

- ◆ 実態調査においては、不要設備の撤去や必要書類の提出等の契約等において定められた手続の事業者による遵守を求める意見が、設備保有者から複数提出されている。
- ◆ 電柱等の設備の円滑な共用を確保する観点からは、あらかじめ当事者間で合意された手続については、当然遵守されるべきである。
- ◆ 以上を踏まえ、既にガイドラインに規定されている設備関係法令や設備保有者が定める技術基準等に加え、設備保有者が適正に定め、契約等においてあらかじめ明示した手続についても、事業者が遵守すべき事項である旨の規定を第10条に追加する。